

# 「やまぐち学生サポート事業」実施要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、県内の協賛店舗による料金割引などのサービスにより、県内大学生等を応援する取組を推進することを目的とする「やまぐち学生サポート事業」（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において「県内大学生等」とは、山口県内の大学・短期大学・水産大学校・放送大学・高等専門学校・専門学校に在籍する学生をいう。

2 この要綱において「協賛店舗」とは、県内大学生等に対し、サービスを提供する店舗として、「大学リーグやまぐち」が登録したものをいう。

3 この要綱において「サービス」とは、次に掲げるサービスをいう。

- (1) 料金の割引、無料サービス
- (2) ポイント加算、クーポン券・サービス券提供、利率優遇
- (3) 商品・景品提供
- (4) 県内大学生等への設備の提供・対応

## （事業の実施）

第3条 事業は大学リーグやまぐちが主体となり、関係機関と協働して実施するものとする。

2 大学リーグやまぐちは、次の事務を行う。

- (1) 協賛店舗の募集
- (2) 協賛店舗の登録及び更新
- (3) 県内大学生等への事業の広報
- (4) 協賛店舗のサービスの広報

## （協賛店舗の取組）

第4条 協賛店舗は、県内大学生等に対し、可能な範囲で独自に設定したサービスを提供するものとする。

2 サービスの提供に関する経費は、協賛店舗が負担するものとする。

## （登録）

第5条 協賛店舗として登録を受けようとする者は、登録申込書に（様式1）を大学リーグやまぐちに提出する。

2 大学リーグやまぐちは、申込内容が適当であると認めるときは、協賛店舗として登録する。

3 大学リーグやまぐちは、申込者に対し登録の適否を通知する。

(変更・中止)

第6条 協賛店舗は、申込内容を変更しようとする場合又はサービスを中止しようとする場合は、速やかに変更(中止)届(様式2)を大学リーグやまぐちに提出するものとする。

(登録の取消)

第7条 大学リーグやまぐちは、協賛店舗の申込内容に虚偽があるなど、協賛店舗として不適当と認めるときは、登録を取り消すことができる。

(サービスの利用)

第8条 県内大学生等が協賛店舗においてサービスを利用しようとする場合は、学生証を提示するか又はサービスを利用したい旨申し出るものとする。

(県内大学生等の確認)

第9条 協賛店舗は、前条の申し出によりサービスを提供する場合は、学生証により、県内大学生等の確認をするものとする。ただし、学生証の提示がない場合は、協賛店舗において独自の方法で確認することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。